

【Q&A】キャリアアップ助成金

Q1.資格取得試験(講習)が島内でも実施されるが、時期的に合わないので島外で受験(受講)する場合、対象となるか？

⇒島内で試験(講習)があるものは、対象外となります。(離島の不利性を解消する目的のため)

Q2.対象経費に受験(受講)料は、含まれるか？

⇒旅費・宿泊費のみが対象です。

Q3.資格取得に要する旅費等の経費を従業員の自己負担で支払った場合、対象となるか？

⇒従業員の自己負担分は対象外です。事業所負担で資格を取得した場合のみ対象です。

Q4.資格を取得するために島外の講習会等に参加したが、その旅費・宿泊費も対象か？

⇒講習会のみは、対象外です。ただし、1回の渡航で講習と資格取得が両方可可能な場合は10時間未満の講習であれば対象とします。

※講習によっては、国の人材開発助成金が対象となることがありますので、市HPキャリアアップ助成金の【関連情報】をご確認下さい。

Q5.他に同様の補助金(支援金)を受けているが、申請できるか？

⇒奄美市以外からの補助金・助成金を受けている場合は、対象経費から、その補助金・助成金を引いた額が対象経費となりますので、申請は可能です。

Q6.国家資格はすべて対象か？

⇒対象です。ただし、事業所が事業を営むのに必要不可欠な資格に限ります。(定款や事業内容を証明する資料を確認いたします。)

Q7.国家資格以外は対象とならないのか？

⇒国家資格でない資格も含めてチラシの過去実績をご確認ください。一覧にない資格については、審査の上、判断致します。

Q8.会社役員が資格を取得した際は対象か？

⇒従業員の確保・育成が目的であるため、対象外です。ただし、役員であっても雇用関係にあり、対象資格を必要とする業務に従事していた場合は対象となります。

Q9.申請時に必要な書類として、出勤簿や賃金台帳があるが、いつからいつまでの分が必要か？

⇒出勤簿や賃金台帳については、試験日の前月分から、申請日前月分までをご提出ください。

(例えば6月に試験を受け、9月に申請する場合は、5月から8月までの出勤簿・賃金台帳をご提出く

ださい。)

Q10. 従業員の名義で経費を立替えた後に、後日事業所から当該従業員に対象経費を支払った場合、領収書は、従業員名義となるが良いのか？

⇒事業所から当該従業員へ経費の支払いを行ったことが分かる資料(通帳の写しや当該従業員の受領証)の添付が必要となります。

Q11. 市内に事業所を有している企業で他地域に営業所や支店がある場合、他地域の職員に資格取得をさせた場合に制度を活用できるか。

⇒対象外となります。

(市内の事業所で働く従業員に対して資格を取得させた事業所への支援となります。)

Q12. 国の助成金(人材開発助成金)を申請した事業所は奄美市キャリアアップ助成金の申請書提出書類を簡素化することはできますか？

⇒「雇用契約書と定款」は、国の助成金申請と重なる点があるため、市のキャリアアップ助成金申請時にはご提出の必要はありません。ただし、人材開発助成金申請書のコピーをご提出ください。

その他、気になることや疑問等ありましたら、いつでもお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

奄美市商工政策課しごと政策係

TEL : 52-1127(直通)